

入札説明書

旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務

令和7年4月15日

奈良県総務部ファシリティマネジメント室

入 札 説 明 書

旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は主たる事務所の所在地が奈良県内に存する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。但し、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することはできないものとする。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録を受けていること。
- (3) 上記(2)の登録所在地が奈良県奈良土木事務所、郡山土木事務所管内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号、以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

- (1) 入札者は、その提出した入札書（様式3）を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (2) 入札方法は、予定数量に県積算単価を乗じて得た金額の最も大きい作業の単価（※以下「基準単価」といいます。）をもって入札し、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の単価をもって入札した者を落札候補者とします。
- (3) 基準単価項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額とします。）を契約単価とします。
- (4) その他の項目については、落札された入札書記載価格に基準単価率（当該単価を基準単価で除した数値の有効数字上位4桁とし、5桁以下を切り捨てたもの）を乗じた後、消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額とします。）を契約単価とします。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であることを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (6) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は、二重封筒とし、表封筒に「5月12日 開札 旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をすること）、奈良県総務部ファシリティマネジメント室長宛て親展とし、期限までに到着するようにしてください。
- ※奈良県公共工事等電子入札システムによる電子入札案件ではありません。
- (7) 入札執行回数は、1回とします。また、不落による随意契約手続きに移行することはしません。

※ 入札書に記載する金額は数量1単位あたりの単価（基準単価）で、発注範囲全体の委託料や単価に数量を乗じた項目の合計額ではありません。

3 最低制限価格の設定

最低制限価格は、「予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額」に60%を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします）。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

- (5) 所定の入札書に基づく入札以外の入札
- (6) 代理人による入札の場合、代理人（受任者）の押印がない入札書による入札
- (7) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合には、「くじ」により落札候補者（契約の優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
 - 「くじ」を行う場所 奈良市登大路町30番地
 - 奈良県庁本庁舎情報管理棟西第2会議室
 - 「くじ」を行う日時 令和7年5月12日（月）午後3時15分（予定）
- (3) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。

6 競争入札参加資格の確認の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

- (1) ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 - イ 主たる事務所の所在及び在籍する土地家屋調査士の人数を証する書類（別紙様式2）及びその添付書類
 - ウ モラルに対する決意（別紙様式6）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。
 - ※ 期限までに提出されない場合は失格になります。
 - ※ 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
- (4) 提出方法 持参により提出してください。
- (5) 提出書類の作成等
 - ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
 - イ 提出書類は、競争入札参加資格者の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ウ 提出書類は返却しません。

7 入札に付する業務の範囲・種別

- (1) 業務の範囲は下記のとおりとします。
 - 位置図、平面図、公図等で指示した範囲とします（ただし、公図等の場合は業務範囲に多少の差異が生じることがあります）。

8 業務委託料の支払条件

委託料は下記に該当する場合にのみ支払うことができます。

- (1) 登記が完成した場合。
- (2) 登記が完成しない原因が受注者になく、登記申請に必要な地積測量図が作成できる場合。
- (3) 登記が完成していないが、それまで行った業務を他の土地家屋調査士に引継できる状態であると発注者が認めた場合。

9 嘱託登記計画書及び業務数量予定書

業務数量は8(1)の図面の範囲を元に本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書(当初協議用)を作成して、発注者と業務内容を確認のうえ委託期間内に業務を完了するように努めなければなりません。

10 業務数量の確定

業務数量は当初協議に関わらず、発注者と協議のうえ、実際に要した業務数量を確定数量とする。ただし、その数量は必要最小限のものでなければなりません。

11 契約書作成の可否等

要します。落札者は奈良県契約規則(昭和39年5月規則第14号)第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を14に記載の提出先に電子メールで提出してください。

12 交通費

交通費は支給しないものとします。

13 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部ファシリティマネジメント室 財産係
TEL: 0742-27-8004
FAX: 0742-22-7431

14 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先(落札者のみ)

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部ファシリティマネジメント室 財産係
TEL: 0742-27-8004
FAX: 0742-22-7431
メールアドレス: zaisan@office.pref.nara.lg.jp

(様式 1)

競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

奈良県総務部長 川島 亜喜良 殿

申請者所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

令和 7 年 4 月 1 5 日付けで公告のありました旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については真実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- ① 主たる事務所の所在及び在籍する土地家屋調査士の人数を証する書類（様式 2）
- ② モラルに対する決意（様式 6）

(様式 2)

主たる事務所の所在及び在籍する土地家屋調査士の人数を証する書類

1. 主たる事務所の所在等

住 所
称号又は名称
代表者氏名

2. 在籍する土地家屋調査士の人数

氏名	登録番号	登録年月日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日

注) 記載した土地家屋調査士に係る土地家屋調査士法第 11 条の通知の写しを添付してください。行が足りない場合は、追加して記載してください。

(様式3)

入 札 書

金

(千万 百万 十万 万 千 百 十 一)

--	--	--	--	--	--	--	--

円

委託業務名 旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

奈良県総務部長 川島 亜喜良 殿

入札者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

電 話 番 号 — —

F A X 番 号 — —

(代 理 人 印)

(様式 4)

委 任 状

私は、(受任者名) (印) を代理人と定め、
次の事項を委任します。

業 務 名 旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務

上記の入札に関する一切の行為を委任します。

令和 年 月 日

奈良県総務部長 川島 亜喜良 殿

入札者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

奈良県総務部ファシリティマネジメント室財産係 あて

令和 年 月 日

商号又は名称：
代 表 者 名：
（ 担 当 者： ）
電 話 番 号：
F A X 番 号：
E - m a i l：

質 問 書

次の業務について下記のとおり質問します。

業 務 名：旧道路公社資産（奈良市中町）境界明示及び嘱託登記業務

記

NO.	質問内容

※質問 1 問につき 1 枚提出してください。

モラルに対する決意

- 1 土地家屋調査士法を遵守しながら、受注者として誠実に対応すること。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守すること。
- 3 土地所有者、その他関係者に対し公平かつ誠実に対応すること。
- 4 指示をされた内容、期日を遵守し、業務を完成させること。
- 5 その他遵守しなければならない法律及び手続きについて誠実に対応すること。
- 6 暴力団又は暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、県警又は警察に速やかに届け出ること。

当社は、上記 1 から 6 までについて、誠実に取り組んでおり、今回の競争参加申請に当たっても、これらを遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印